官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○ボイラー構造規格等の一部を改正する告示（厚生労働二九一）　一
〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二八四～二九一）　三
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二九二～二九四）　五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二九五～二九七）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　四
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人国立美術館令和六事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、ＥＴＣシステム利用規程の改正（東日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社）、料金の額及び徴収期間の変更（中日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社）関係　吉
地方公共団体
農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　三
会社その他
会社決算公告　四

法規的告示

○厚生労働省告示第二百九十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第二項、第四十二条及び第百十三条の規定に基づき、ボイラー構造規格等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十一月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎